

令和 6 年

綾瀬市議会 9 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
-----	-----	-----

議 案

4 5	令和 5 年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 6	令和 5 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 7	令和 5 年度綾瀬市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 8	令和 5 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
4 9	令和 5 年度綾瀬市公共下水道事業会計決算の認定について	別 冊
5 0	綾瀬市障害児通所施設条例	4
5 1	綾瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例	8
5 2	綾瀬市子育て支援センター条例の一部を改正する条例	9
5 3	工事請負契約の締結について（令和 6 年度（仮称）蓼川コミュニティ供用施設建設工事（建築））	1 0
5 4	動産の取得について（救助工作車（Ⅱ型））	1 1
5 5	債権の放棄について	1 2
5 6	指定管理者の指定について（光綾公園（北側園地））	1 3
5 7	町の区域の設定について	1 4
5 8	専決処分の承認について（令和 6 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 4 号））	別 冊
5 9	令和 6 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 5 号）	別 冊
6 0	令和 6 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 6 号）	別 冊
6 1	令和 6 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別 冊
6 2	令和 6 年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別 冊

報 告

7	令和 5 年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について	1 6
8	令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について	1 8

綾瀬市障害児通所施設条例

綾瀬市障害児通所施設条例（昭和 5 4 年綾瀬市条例第 2 0 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害児の在宅生活を支援するとともにその生活の質の向上を図るため、綾瀬市障害児通所施設の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 本市に綾瀬市障害児通所施設（以下「通所施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
綾瀬市立もみの木園	綾瀬市深谷上 4 丁目 5 番 1 号

（事業）

第 3 条 通所施設は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 4 3 条の規定に基づき児童発達支援センターが行う事業（以下「児童発達支援センター事業」という。）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 7 7 条第 5 項に基づき市長が実施する日中一時支援事業（以下「日中一時支援事業」という。）

（指定管理者による管理）

第 4 条 通所施設の管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 通所施設の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 通所施設の利用の手續及び利用の制限に関する業務

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が通所施設の運営上必要と認める業務
(休所日)

第6条 通所施設の休所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休所日に開所し、又は臨時に休所することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休所日に開所し、又は臨時に休所することができる。

(開所時間)

第7条 通所施設の開所時間は、午前8時30分から午後6時までとする。ただし、土曜日は、午前8時30分から午後0時15分までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、臨時に開所時間を変更することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開所時間を変更することができる。

(利用者)

第8条 児童発達支援センター事業を利用できる者は、法第21条の5の5第1項の規定に基づく障害児通所給付費の通所給付決定に係る障害児とする。

2 日中一時支援事業を利用できる者は、日中一時支援事業の利用の承認を受けた障害児とする。

(利用の手続)

第9条 前条第1項又は第2項に該当する障害児で、第3条各号の事業を利用しようとするものの保護者は、規則で定めるところにより、利用に関する契約を指定管理者と締結しなければならない。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、通所施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。

）が次の各号のいずれかに該当するときは、通所施設の利用を制限することができる。

- (1) 利用者が感染症の疾患に罹患したとき又はその疾患が他の利用者に感染するお

それがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が通所施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第 1 1 条 第 8 条第 1 項に該当する利用者の保護者は、法第 2 1 条の 5 の 3 第 2 項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に、通所特定費用の額として市長が定める額を加算した額の利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 第 8 条第 2 項に該当する利用者の保護者は、市長が定める基準により算定した利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の収受)

第 1 2 条 前条の規定により支払われた利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第 1 3 条 指定管理者は、利用者の保護者が第 1 1 条の利用料金を負担する資力がな
いと認めるとき又は特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところによ
り、これを減免することができる。

(契約の解除)

第 1 4 条 指定管理者は、第 9 条の規定により契約を締結した者が次の各号のいずれ
かに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 利用者が第 8 条の規定に該当しなくなったとき。

(2) その他指定管理者が通所施設の管理上必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第 1 5 条 通所施設の施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、指
定管理者の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 1 6 条 この条例に定めるもののほか通所施設の管理等に関し必要な事項は、規則
で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

(準備行為)

- 2 通所施設の指定管理者の指定の手続、利用の契約その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

令和６年９月２日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

綾瀬市障害児通所施設に指定管理者制度を導入することに伴い、管理の基準、業務の範囲その他運営に関し必要な事項を定めるため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険条例（昭和 3 4 年綾瀬町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をしたとき又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

被保険者証の廃止に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

綾瀬市子育て支援センター条例（平成 1 4 年綾瀬市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表綾瀬市子育て支援センター大上サロン室の項中「綾瀬市大上 6 丁目 1 4 番 5 号」を「綾瀬市大上 6 丁目 1 6 番 3 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

綾瀬市子育て支援センター大上サロン室の移転に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

工事請負契約の締結について

令和 6 年度（仮称）蓼川コミュニティ供用施設建設工事（建築）の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請 負 契 約 者 協同・小林特別共同企業体
代表構成員
神奈川県大和市中央 3 丁目 5 番 5 号
協同建工株式会社
代表取締役 宮崎 康雄
- 2 請負契約金額 3 3 8, 4 1 2, 8 0 0 円
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 履 行 場 所 綾瀬市蓼川 2 丁目 1 番 1 2 号地内
令和 6 年 9 月 2 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

令和 6 年度（仮称）蓼川コミュニティ供用施設建設工事（建築）の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動 産 の 名 称 救助工作車（Ⅱ型）
 - 2 契 約 金 額 166,100,000円
 - 3 契約の相手方 東京都港区芝5丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司
 - 4 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 令和6年9月2日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

救助工作車（Ⅱ型）を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

債権の放棄について

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 権 の 内 容 環境保全対策補助金返還金（遅延損害金を含む。）
- 2 放棄する債権の額 38,160円（残元金及び確定遅延損害金）及び破産開始決定後の遅延損害金
- 3 債 務 者 市外在住の個人
- 4 放 棄 の 理 由 補助金の交付を受けた設備を処分制限期間内に譲渡したことによる返還金について、債務者が破産し、債権の一部を配当金として回収したが、残りの債権を回収できる見込みがないため。

令和6年9月2日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

債権の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、提案するものであります。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 光綾公園（北側園地）
 - (2) 所在地 綾瀬市深谷上4丁目5234番地
- 2 指定管理者の名称及び所在地
 - (1) 名 称 t v k c o m s ・ S G S綾瀬パートナーズ
 - (2) 代表者 株式会社 t v k コミュニケーションズ
代表取締役 熊谷 典和
 - (3) 所在地 神奈川県横浜市西区西平沼町6番1号
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
令和6年9月2日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

光綾公園（北側園地）の管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

町の区域の設定について

町の区域を次のとおり設定する。

町の区域及び名称

町 名	左に包括される区域	区域図
はやかわ 早 川	早川字山王原の一部、同字上原の一部、同字嫁ヶ久保の一部、早川城山四丁目の一部	別図の とおり
はやかわしろやまよんちょうめ 早 川 城 山 四 丁 目	早川字山王原の一部、同字上原の一部、同字嫁ヶ久保の一部	

(町界の設定方法)

町界を定めるに当たっては、都市計画道路 3・5・1 号深谷早川線については原則として北側の側線を、これ以外については原則として土地区画整理事業区域内の道路界をもって境界とする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

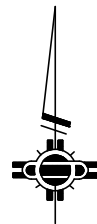
綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

土地区画整理事業実施に伴う町の区域の設定をいたしたく、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により提案するものであります。

綾瀬市における町の区域の設定図

別図



0 10 20 30 40 50 100 (m)

凡 例	
—	新町界
—	町界
---	字界

令和 5 年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により、令和 5 年度綾瀬市一般会計継続費

令和 5 年度綾瀬市一般

款	項	事業名	年度
2 総務費	1 総務管理費	庁舎空調機自動制御設備改修工事	令和 4 年度
			令和 5 年度
			計
8 土木費	4 都市計画費	光綾公園再整備工事（北側エリア）	令和 4 年度
			令和 5 年度
			計

実績				
支出済額	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円
114,493,280				114,493,280
171,739,920				171,739,920
286,233,200				286,233,200
115,041,700	66,759,000	30,000,000		18,282,700
477,462,300	298,012,000	134,100,000		45,350,300
592,504,000	364,771,000	164,100,000		63,633,000

第7号報告

精算報告書を次のとおり調製したので報告します。

会計継続費精算報告書

全 体 計 画				
年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
124,460,000				124,460,000
186,690,000				186,690,000
311,150,000				311,150,000
115,081,000	66,759,000	30,000,000		18,322,000
481,302,000	300,417,000	135,100,000		45,785,000
596,383,000	367,176,000	165,100,000		64,107,000

比 較				
年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
△ 9,966,720				△ 9,966,720
△ 14,950,080				△ 14,950,080
△ 24,916,800				△ 24,916,800
△ 39,300				△ 39,300
△ 3,839,700	△ 2,405,000	△ 1,000,000		△ 434,700
△ 3,879,000	△ 2,405,000	△ 1,000,000		△ 474,000

令和6年9月2日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

第 8 号報告

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告します。

令和 6 年 9 月 2 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

1 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 2 . 6 1)	— (1 7 . 6 1)	2 . 4 (2 5 . 0)	— (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示
- 2 将来負担額より充当可能財源等が多い場合は、「—」と表示
- 3 括弧内は、綾瀬市における早期健全化基準

2 公営企業の資金不足比率

(単位：％)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	— (2 0 . 0)

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示
- 2 括弧内は、綾瀬市における経営健全化基準

令和6年8月20日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦 殿

綾瀬市監査委員 見 上 正 信

綾瀬市監査委員 三 谷 小 鶴

令和5年度決算に基づく健全化判断比率、公営企業の資金不足比率等の
審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を綾瀬市監査委員監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率、公営企業の資金不足比率等に係る審査意見書

1 審査の対象

健全化判断比率

公営企業の資金不足比率

2 審査期間

令和6年7月22日から同年8月7日まで

3 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて適正に算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められる。

ア 健全化判断比率

(単位：％)

区 分	令和5年度	早期健全化基準
実質赤字比率	— (▲ 5.95) 赤字となっていない	12.61
連結実質赤字比率	— (▲ 7.08) 赤字となっていない	17.61
実質公債費比率	2.4	25.0
将来負担比率	— (▲28.1)	350.0

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、数値がマイナスの場合は「—」と表記（マイナスの程度を（▲）で表示）

イ 公営企業の資金不足比率

(単位：％)

区 分	令和５年度	経営健全化基準
公共下水道事業会計	— (▲5.0) 資金不足となっていない	20.0

※資金不足額がない場合は「—」と表示（▲は黒字の程度）

(2) 個別意見

本市の財政健全化及び公営企業の経営健全化については、いずれの指標においても引き続き健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。